【正誤表】

『作業環境測定士・労働衛生コンサルタント等資格 取得のための労働衛生関係法令の要点の解説』

作業環境測定の必要性について, 下記のとおり訂正してお詫びします。

ページ・行	該当箇所	正
85 · 2	(i)作業環境測定は,屋内作業場で第1	(i) 作業環境測定は, 屋内作業場で第 1
	種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等に	種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等に
	かかる有機溶剤業務を行う作業場。第3	かかる有機溶剤業務を行う作業場。た
	種有機溶剤等による有機溶剤業務 <mark>は, 対</mark>	だし, 第 3 種有機溶剤等による有機溶
	<u>象外</u> 。	剤業務についても,第3種有機溶剤等
		の成分に第1種又は第2種有機溶剤が
		含まれている場合は, 当該有機溶剤に
		ついて測定が必要となる。

©2023 日本作業環境測定協会